

災害時等における避難所等への電力供給に関する協定書

東御市（以下「甲」という。）と株式会社アドバンテック（以下「乙」という。）は、災害時等における避難所及び他の施設（避難所以外の市施設、一般住宅、事業所を含む。）（以下「避難所等」という。）への電力提供について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における市内の避難所等への電力供給について、甲乙が連携し、安心安全で暮らしやすい地域社会の形成に資するために必要な事項を定めることを目的とする。

（電力供給に関する連携等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力するものとする。

(1) 電力提供のための再生可能エネルギー発電設備及び産業用蓄電池等（以下「設備」という。）の設置等に関するここと

(2) 乙が所有又は運営する設備を利用した避難所等への電力の無償提供に関するここと

(3) その他この協定の目的を達成するために必要な事項に関するここと

2 前項は、甲乙の協議により定める方針に基づき実施するものとし、更なる効果的な推進を図るため、甲及び乙は具体的な連携内容、推進方法及び役割等について協議を行うものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た個人情報、秘密情報その他の甲乙又は第三者の権利利益を不当に侵害する恐れのある情報については、この協定の有効期間中及び有効期間満了後であっても、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に甲及び乙の相互の承諾がある場合は、この限りでない。

（有効期間等）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の申出が無い場合には、その有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

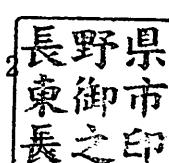
（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年12月1日

甲 長野県東御市県 281 番地
東御市
市長 花岡 利



乙 東京都千代田区丸の内 1-8-3
株式会社アドバンテック
代表取締役社長 山名 正英

